

五條市建設工事等における事故報告について

五條市又は五條市水道局が発注する建設工事及び業務委託（測量業務、地質・土質調査業務、設計業務等）（以下「建設工事等」という。）において発生した事故の報告に関する取扱いを定め、五條市又は五條市水道局と建設工事等の受注者（以下「受注者」という。）の双方で迅速かつ適切な対応を図ることを目的とし、以下のとおり対応することとします。

1 報告の対象とする事故

報告の対象とする事故は、以下のとおりとします。

- （１）労働災害（工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故）
- （２）もらい事故（第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故）
- （３）死傷公衆災害（工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故）
- （４）物損公衆災害（工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）
- （５）物損事故で公衆災害でない事故
- （６）その他（労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）第９６条で、事業者に報告が義務付けられている事故等）

2 受注者の事故の対応

受注者は、工事現場等で事故が発生した場合は、人命救助及び二次災害の防止を第一として、別紙１に定める「事故処理の流れ」を参考にし、現場において必要な措置を講じるとともに、監督職員に報告を行うものとします。

3 事故発生速報

受注者は、事故が発生した場合は、監督職員に直ちに通報するとともに、速やかにファックス又は電子メール等の手段で「事故速報」（様式第１号）を提出するものとします。事故速報の内容に変更又は追加があった場合も同様とします。

4 中止の措置

受注者は、事故の状況により、工事を一時中止する必要がある場合は、直ちに「工事打合せ簿」及び「工事一時中止願」（様式第２号）を監督職員に２部提出するものとします。

5 事故報告

- （１）受注者は、事故の応急措置終了後、速やかに、監督職員に次に掲げる書類を添付した「事故報告書」（様式第３号）を２部提出するものとします。

※別紙２【添付書類一覧表（事故報告書類①）】参照。

- (ア) 工事打合せ簿
- (イ) 事故状況説明図
- (ウ) 事故現場の写真
- (エ) 安全管理体制図
- (オ) 下請届の写し
- (カ) 施工体系図の写し
- (キ) 労働者死傷病報告の写し
- (ク) 医師の診断書等の写し
- (ケ) 事故に係する工事打合せ簿及び指示書の写し

(2) 受注者は、労働基準監督署から使用停止等命令書、是正勧告書又は指導票が交付された場合は、次に掲げる書類を監督職員に2部提出するものとします。

※別紙2【添付資料一覧表（事故報告書類②）】参照。

- (ア) 工事打合せ簿
- (イ) 使用停止等命令書の写し
- (ウ) 是正勧告書の写し
- (エ) 指導票の写し

(3) 受注者は、労働基準監督署から交付された使用停止等命令書、是正勧告書又は指導票に対する是正報告書が受理された段階で、監督職員に次に掲げる書類を添付した「事故報告書」（様式第3号）を2部提出するものとします。

※別紙2【添付資料一覧表（事故報告書類③）】参照。

- (ア) 工事打合せ簿
- (イ) 使用停止等命令書に対する報告書の写し
- (ウ) 是正勧告書に対する報告書の写し
- (エ) 指導票に対する報告書の写し

6 工事再開の措置

受注者は、工事を再開する場合は、「工事打合せ簿」、「工事再開承諾願」（様式第4号）及び事故の再発防止策の内容を記載した「変更施工計画書」を監督職員に2部提出するものとします。